

生駒市教育委員会規則第 2 号

生駒市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 6 日

生駒市教育委員会教育長 原 井 葉 子

生駒市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則
(生駒市教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第 1 条 生駒市教育委員会事務局組織規則（平成 2 年 4 月生駒市教育委員会規則
第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「教育こども部」を「教育部」に、

「 <table><tr><td>幼保こども園課</td><td>幼稚園係 保育園係</td></tr></table> 」を		幼保こども園課	幼稚園係 保育園係		
幼保こども園課	幼稚園係 保育園係				
「 <table><tr><td>幼保こども園課</td><td>保育幼稚園係</td></tr><tr><td>こども園準備室</td><td>施設整備係</td></tr></table> 」に、		幼保こども園課	保育幼稚園係	こども園準備室	施設整備係
幼保こども園課	保育幼稚園係				
こども園準備室	施設整備係				

「こども総務課」を「児童総務課」に改め、同表子育て支援総合センターの項
を削る。

第 8 条第 1 項中「子育て支援総合センターにあっては所長、図書館にあって
は」を「図書館にあっては、」に改める。

第 1 0 条第 1 項中「、こどもサポートセンター」を削り、同条第 3 項中「子
育て支援総合センターにあっては副所長、図書館にあっては」を「図書館にあ
っては、」に改める。

別表の 1 の表中「教育こども部」を「教育部」に改め、同表教育総務課の部
学校給食センターの項第 8 号中「生駒市教育委員会に対する補助執行規則」の
次に「（平成 2 8 年 3 月生駒市規則第 1 0 号）」を加え、同表教育指導課の部

教育政策室の項第3号中「（平成28年3月生駒市規則第10号）」を削り、
同表幼保こども園課の部を次のように改める。

幼保こども園課	保育幼稚園係	(1) 幼稚園教育の企画及び調査研究に関すること。 (2) 園児の入退園事務に関すること。 (3) 幼稚園運営に係る支援及び教職員の教育活動に係る指導助言に関すること。 (4) 教育課程の編成、実施、進行管理等の指導助言に関すること。 (5) 教職員の人事に関すること。 (6) 教職員及び園児の健康管理並びに福利厚生に関すること。 (7) 前各号に定めるもののほか、幼稚園に係る管理運営に関すること。 (8) 生駒市教育委員会に対する補助執行規則第2条に掲げる事務のうち、次に掲げるもの - ア 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する企画、調査及び連絡調整に関すること。 - イ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育等の利用に係る支給認定に関すること。 - ウ 施設型給付費及び地域型保育給付費に関すること。 - エ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に関すること。 - オ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育の
---------	--------	---

		入退所に関すること。 カ 市立の保育所及びこども園の運営に関する こと。 キ 特定教育・保育施設 の保育料の賦課徴収及 び収納に関すること。 ク 私立幼稚園に関する こと。 ケ 市立の保育所及びこ ども園の職員の任免、 研修その他人事に関す ること。 コ 保育所運営委員会に 関すること。 (9) 課の庶務に関するこ と。
	こども園準備室	施設整備係 (1) 市立保育所及び幼稚 園のこども園への移行に 係る企画及び調整に関す ること。 (2) 幼稚園の用に供する 教育財産の維持管理に関 すること。 (3) 幼稚園施設の営繕、 保全及び管理に関するこ と。 (4) 生駒市教育委員会に 対する補助執行規則第2 条に掲げる事務のうち、 市立の保育所及びこども 園の施設の整備に関する こと。

別表の1の表こども総務課の部中「こども総務課」を「児童総務課」に改め、同部庶務給付係の項第1号エ中「援護、育成及び更生の措置」を「助産施設における助産の実施」に改め、同号オ中「援護、育成及び更生の措置」を「母子及び父子の自立支援」に改め、同表子育て支援総合センターの部を削る。

(生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部改正)

第2条 生駒市教育委員会事務局事務決裁規則（昭和56年7月生駒市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「教育こども部長、教育こども部次長」を「教育部長、教育部次長」に改め、同条第4項中「総務部長、総務部次長」を「財務部長、財務部次長」に改める。

第9条第2号中「第10条第1号」を「第11条第1号」に改める。

第12条の2中「第11条第2号」を「第10条第2号」に改める。

(生駒市教育委員会公印規則の一部改正)

第3条 生駒市教育委員会公印規則（昭和56年7月生駒市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「教育委員会事務局教育こども部長印」を「教育委員会事務局教育部長印」に改める。

別表第2中 「 9
生駒市教育
委員会事務
局教育こど
も部長之印
」 を 「 9
生駒市教
育委員会
事務局教育
部長之印
」 に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。